

軽度者への福祉用具貸与について

1 概要

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対しては、その状態像からは利用が想定しにくい一部の福祉用具について、原則として保険給付の対象外とされています。また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)については軽度者に加え、要介護2・3の方についても、原則として保険給付の対象外とされています。しかし、個々の身体状況や生活環境、医師の所見等からその状態像に応じて必要性が認められる方に対し、必要な手続きを経て、保険者である市町村が承認した場合には、例外として保険給付の扱いができるとされています。

2 貸与対象種目

下の表により、保険給付の可否を判断してください。

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	原則、保険給付の対象外 ※一定の条件に該当する場合は保険給付の対象		
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知器			
移動用リフト(つり具の部分を除く)			
手すり		保険給付の対象	
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のもの)			

※自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)は貸与ではなく、福祉用具購入の対象となります。また、関連製品(専用パッド、洗浄液、専用パンツ、専用シーツ等)は、介護保険対象外です。

3 申請の要否(詳細につきましては、別紙申請の手引きをご覧ください。)

(1) 松本市へ申請が不要な場合

対象外種目であっても、厚生労働大臣が定める者(利用者等告示第三十一号のイ)に該当する方については、保険給付の対象となる場合があります。貸与を希望する期間に属する認定情報の基本調査の結果が、該当するか判断し、適切なケアマネジメントを踏まえて福祉用具貸与の必要性を判断してください。

(2) 松本市への申請が必要な場合

ア 車いす(付属品含む)、移動用リフトについて該当する基本調査結果がない場合

車いす及び車いす付属品の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び、移動用リフト(つり具の部分を除く)の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果はありません。このため、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを踏まえて、福祉用具の必要性を判断してください。

イ 医師の医学的な所見に基づき必要性が判断されている場合

下の表のいずれかに該当する旨を医師の所見に基づき判断し、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを踏まえて、福祉用具貸与が特に必要であることを判断してください。

	項目	例示
ア	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 等
イ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化 等
ウ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等

利用者等告示第三十一号のイについては、別紙判断表の厚生労働大臣が定める者のイを確認してください。

4 申請に必要な書類

- ・軽度者に係る福祉用具貸与確認依頼書
- ・サービス担当者会議録(検討過程が分かる会議録)
- ・居宅サービス計画、介護予防支援計画(ケアプラン)
- ・医師の医学的所見(サービス担当者会議録に記載ある場合は省略可)※聞き取りも可
- ・福祉用具業者の所見(サービス担当者会議録に記載ある場合は省略可)
- ・品目・仕様が分かる書類(カタログ・福祉用具サービス計画書等)
- ・遅延理由書 ※必要な場合のみ添付

参考資料

5 承認の有効期間

松本市へ申請をし、承認された場合の有効期間は以下のとおりです。

(1) 新規に軽度者への福祉用具貸与を受ける方

サービス担当者会議録(又は要点)と医師の所見が松本市に提出され、必要性が確認できた日から要介護認定の有効期間の満了日まで

(2) 前回の要介護認定有効期間中に軽度者への福祉用具貸与の承認を受け、更新(又は変更)後の要介護認定期間においても継続して貸与を受ける方

新たな要介護認定の有効期間開始日から満了日まで

※ (1)、(2)の期間に限らず、対象外種目の利用が想定されるその状態像が変化した場合に
は、この限りではありません。継続した福祉用具貸与を受ける必要性についての検証をお
願いします。

6 注意事項

(1) 例外給付について

軽度者への福祉用具貸与は、あくまで例外的な取り扱いです。安易な福祉用具の使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、医師の医学的所見や、サービス担当者会議等で十分に必要性について検討してください。

(2) 新規に軽度者への福祉用具貸与を行う場合

要介護度及び基本調査票の項目が一定条件に該当しない場合の対象外種目の福祉用具貸与は、市町村が必要性を認めた場合に限り保険給付の対象となります。利用開始前のサービス担当者会議の開催及び医師の所見の聴取を行い、必ず福祉用具貸与の開始前に松本市へ申請をしてください。提出前に利用された期間については、保険給付の対象とならない場合もありますので、ご注意ください。

(3) 新規申請中、区分変更申請中の暫定利用

要介護認定の新規申請中又は、区分変更の申請中(認定結果が出ていない段階)で、新規に福祉用具貸与を希望する場合は、明らかに要介護2以上(自動排泄処理装置については要介護4以上)の認定結果が想定される場合を除いて、必ず福祉用具貸与の開始前に松本市へサービス担当者会議録(又は要点)及び医師の所見を提出してください。また、要介護認定の結果が、「自立」となった場合には、松本市への申請の有無に関わらず保険給付の対象外となります。

(4)継続して軽度者への福祉用具貸与を行う場合

ア 要介護認定の更新の場合で、新しい要介護認定の有効期間の開始日までに要介護認定の結果が出ていない場合、認定日以降に必要な書類を速やかに提出してください。なお、この場合に提出いただくサービス担当者会議録(又は要点)は、新しい要介護認定の有効期間の開始日前に開催したものと、認定日以降に開催したものの両方をご提出ください。

イ 貸与の継続を希望する場合で、要介護認定の更新(又は変更)後、新たな認定期間においても軽度者に該当する場合は、再度貸与の申請が必要です。申請漏れの事案が多くありますので、十分注意してください。松本市の承認なく請求が行われていた場合、介護報酬の返還の対象となる可能性もあります。

(5)介護(予防)給付の請求について

貸与の新規・継続に関わらず、松本市から貸与を希望する期間の承認がされていない場合は請求ができません。また、申請受付の段階では、保険給付対象の承認を約束するものではありません。承認とならない場合もありますので、必ず承認通知を確認してから請求してください。

(6)適切なケアマネジメントの実施について

サービス担当者会議未開催の場合や、開催前に貸与を開始した場合など、軽度者への福祉用具貸与の承認がされない場合があります。適切なケアマネジメントの実施をお願いします。